

中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会（第 5 2 回）  
議事要旨

参考資料 1

1. 日 時 平成 28 年 7 月 21 日（木）13:30～15:43
2. 場 所 環境省第 1 会議室
3. 出席委員 委 員 白石 寛明（委員長）  
臨時委員 天野 昭子 五箇 公一  
田村 洋子 築地 邦晃  
細見 正明 山本 廣基  
専門委員 浅野 哲 稲生 圭哉  
内田 又左衛門 後藤 千枝  
山本 裕史 （敬称略 五十音順）

4. 議 題

- (1) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について  
(2) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について  
(3) その他

5. 議 事

審議については、土壤農薬部会の運営方針の非公開とする理由に該当しないことから、公開で行われた。

諮問事項「農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について」に関して審議が行われた。

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定については、13 農薬（イマザピルイソプロピルアミン塩（イマザピル）、イマザモックスアンモニウム塩、オレイン酸ナトリウム、クロリダゾン（PAC）、シアン酸ナトリウム、シクラニリプロール、フェンキノトリオン、フラザスルフロン、プロジアミン、マレイン酸ヒドラジドカリウム及び MCPA（MCPA イソプロピルアミン塩、MCPA エチル及び MCPA ナトリウム塩））について審議が行われた。当該 13 農薬について、審議の結果、事務局案により基準を設定することとされた。

水質汚濁に係る農薬登録保留基準については、5 農薬（アミカルバゾン、イソピラザム、トルピラレート、フルエンシルホン及びフルオキサストロビン）について審議が行われた。当該 5 農薬について、審議の結果、事務局案により基準を設定することとされた。

「水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について（案）」、「水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について（案）」及び「飼料作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しについて（案）に対する意見募集の実施結果について（案）」に関して、事務局から報告が行われた。基準値案及び基準等の見直しについて再検討を要する意見がなかったことから、基準値設定等の手続きを進めることとされた。

以上